

質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
20	別添2-5	撤去する建物にアスベストがあるかご教示ください。	設計図、竣工図からアスベストは確認されませんが、建物の施工時期を考慮すると資材にアスベストが含まれる製品が使われている可能性があるため、撤去解体前に調査(目視調査・含有量調査)が必要です。	6月14日
21	事業者募集に関する資料 12ページ 第1章12	事業実施体制について原則整備運営事業者が直接実施することとなっておりますが、直接処理することが困難な場合、もしくは委託することが本事業の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたものについては第三者に業務の委託又は請負を行わせることができるとありますが、合せて「(主たる部分は除く)」との記載があります。主たる部分とは設計、建設、指定管理業務の理解でよろしいですか。	事業者募集に関する資料13ページで示す事業実施体制イメージの表において、整備運営事業者(共同事業体の構成法人)が当該事業を遂行する責務を必須とする事業は、整備運営事業者自ら施工計画、業務計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行ってください。	6月14日
22	事業者募集に関する資料 15ページ 第2章1(2)タ	管理運営業務の実績要件として都市公園と類似した施設とはどのような施設が該当しますか。	No.1の回答をご参照ください。	6月14日
23	事業者募集に関する資料 16ページ 第2章1(3)	応募グループの構成法人の変更については、「名古屋市が判断した場合に限り、変更を認めることがある」という記載から構成法人の追加は基本的に可能と考えてよろしいでしょうか	応募申請の期限後または整備運営事業提案書の受付後において、応募グループの代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。	6月14日
24	事業者募集に関する資料 18ページ 第2章2(6)	提案書書類作成の注意事項に「関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで提出書類を作成」とありますが、関係機関の範囲をご明示下さい。	提案の内容によります。	6月14日
25	事業者募集に関する資料 18ページ 第2章2(6)	提案書書類作成の注意事項に「関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで提出書類を作成」とありますが、関係機関の判断の遅れ等で協議中の提案も認められますか。	提案書に記載する内容は実現可能なものとしてください。	6月14日
26	事業者募集に関する資料 31ページ 第3章1(3)オ	特定公園施設の整備にかかる工事代金に関して、一旦、認定計画提出者の負担とありますが、名古屋市から認定計画提出者への支払い条件及び市会の可決時期をご教示下さい。	特定公園施設の工事代金に関して、名古屋市から認定計画提出者への支払い条件は、「別添2-1 2(3)特定公園施設に関する事項」を参照してください。 特定公園施設譲渡契約等に係る予算措置及び財産の取扱いについて、令和4年2月の市会を想定しております。 なお、名古屋市から認定計画提出者への支払いの時期は、特定公園施設整備の竣工後、市に譲渡頂いた後の予定です。	6月14日
27	別添2-1 2ページ 2(1)ア	工事着手前に文化庁へ文化財の現状変更協議等とありますが、協議に要する期間はどの程度を見込んでいますか。	協議の内容にもよりますが、概ね1ヶ月程度を見込んでいます。	6月14日

質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
28	別添2-1 4ページ 2(1)エ	建築面積の上限2500㎡に対して、公募対象公園施設が1800㎡以下、特定公園施設は500㎡以下となっているが、残り200㎡は何が該当しますか。	特定公園施設のうち便益施設及び管理施設の建築面積の合計は500㎡以下です。他の休養施設や教養施設などの公園施設と合わせた特定公園施設の建築面積の上限は、2500㎡から公募対象公園施設の建築面積を除いた面積です。	6月14日
29	別添2-1 7ページ 2(1)ク(エ)	過年度に間伐した際に残っている切り株についての抜根費用は事業区域内の必須区域(事業者負担)と任意区域(特定公園施設扱い名古屋負担)により負担先が変わるという認識でよろしいでしょうか。	特定公園施設の整備に要する費用の名古屋市負担額に、伐根を含む既存樹木の間伐、剪定等の費用は含みません。	6月14日
30	別添2-1 8ページ 2(1)コ	火気使用に関しては正面南エリアのみとなっているが、オープンカフェ等で使用する暖房機器は他のエリアでも設置は可能でしょうか。	正面南エリア以外での屋外での火気の暖房機器の使用は原則認められません。	6月14日
31	別添2-1 8ページ 2(2)ア	公園対象施設に関する事項で、特定の利用者に限定される施設とはどのような施設を想定されているか。	例えば、紹介制、限定的なステータス保持者のみ利用可能など、希望する公園利用者の誰もが利用できるような施設ではないものです。	6月14日
32	別添2-1 9ページ 2(2)イ	公募対象公園区域でのカフェオープンテラス等はカフェ利用者に限らず、公園利用者の利用も可能にした場合、許可使用料は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	当該施設を公園利用者の誰もが自由に利用できることが明らかな場合は、許可使用料は原則免除としますが、整備及び管理運営の内容によります。	6月14日
33	別添2-1 9ページ 2(2)ウ	公募対象公園施設についての開始時期は、各整備エリアその特定の公園施設の供用開始に合わせてありますが、全体での一斉供用開始ではなく、各整備エリアそれぞれで供用開始が可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6月14日
34	別添2-1 9ページ 2(2)エ	便所を施設内に適宜設置とありますが、公募対象公園施設にはテナント毎に便所の設置を基本としますが、それ以外にも施設内には公園利用者のためのトイレの設置が必須とのことでしょうか。	必須とする特定公園施設以外の便所は、事業者の提案によります。	6月14日
35	別添2-1 10ページ 2(2)エ	施設内に休憩所を設置する場合、特定公園施設の休憩所の条件を満たしていれば特定公園施設の休憩所の整備は不要との記載がありますが、事業期間終了後、施設内の休憩所は解体する施設と考えてよろしいでしょうか。	協議によりますが、整備後、本市へ譲渡しない施設については事業期間終了後に原則解体していただきます。	6月14日
36	別添2-1 10ページ 2(2)エ	名古屋市の要件を満たした休憩所を2階に整備した場合、当該休憩所の面積にかかる部分の設置許可使用料は全額免除になり、この場合も特定公園施設の休憩所の整備は不要で解体する施設と考えてよろしいでしょうか。	免除とする設置許可使用料は、公募対象公園施設の当該休憩所部分と、休憩所部分以外の延べ床面積の按分により算出します。解体については、No.35の回答をご参照ください。	6月14日

質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
37	別添2-1 10ページ 2(2)エ	「名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例」により整備する自転車駐車場は公募対象公園施設か特定公園施設かどちらに該当しますか。公募対象公園施設の場合は利便施設(有料)としての整備でよろしいでしょうか。	当該条例により整備された自転車駐車場は公募対象公園施設に該当します。また、利便増進施設として整備された自転車駐車場は当該条例により設置を義務付けられる駐輪場に該当しません。	6月14日
38	別添2-1 10ページ 2(2)エ	整備に関する条件の最後に「許可区域を明示してください」とありますが、ここで指している許可区域が何かを具体的にご教示下さい。	設置許可または管理許可を受ける区域です。	6月14日
39	別添2-1 13ページ 2(2)キ	路線価で比較すると鶴舞公園周辺は久屋大通公園周辺の1/10程度ですが、今回の設置許可使用料は5,000円/㎡と同一金額となっております。算定根拠をお示しください。	算定根拠はお示しできません。	6月14日
40	別添2-1 13ページ 2(2)キ	自動販売機を屋外に設置する場合の設置許可使用料単価は指定管理の自主事業で設置する場合と同額ですが、公募対象公園施設内に設置する場合、許可使用料は発生せずかつ公園管理者の許可も不要でよろしいでしょうか。	自動販売機を公募対象公園施設内に設置する場合、許可申請は必要ですが、使用料は当該施設の設置許可に含まれるため発生しません。	6月14日
41	別添2-1 14ページ 2(3)イ	特定公園施設の整備に関連して認定計画提出者から各施設所有者に負担金を支払った場合とありますが、どのような場合でしょうか。建築確認費用などは含まれますか。	例えば隣接する施設所有者が使用するインフラの移設等にかかる負担金などを想定しています。また、特定公園施設の建築確認費用も本市が負担する費用に含みます。	6月14日
42	別添2-1 16ページ 2(2)オ(エ)	休憩所に関しまして40人以上が利用できる設備とありますが、具体的な広さをお示し下さい。	休憩所の広さについては、面積とその考え方をご提案ください。	6月14日
43	別添2-1 17ページ 2(2)オ(エ)	名古屋市管理の資材置場に関して15cm以上のコンクリート舗装とありますが、全面15cm舗装としての整備でしょうか。	資材置き場については、管理用車両の走行を想定するため、全面15cm以上の舗装としてください。	6月14日
44	別添2-1 17ページ 2(2)オ(エ)	名古屋市管理の資材置場に関して面積200㎡内は高木を含めた樹木は全て撤去とした平地整備が必要でしょうか。	高木の有無に関わらず、200㎡の面積を確保してください。	6月14日
45	別添2-1 22ページ 2(4)ア	「ア 看板又は広告塔」の設置について(別添2-6)にあるような既設看板等を新設看板設置の際に(利用者への見やすさ配慮から)同じ盤面に取り込むことは可能でしょうか。	移設可とするものについては、所有者との協議により可能です。	6月14日

質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
46	別添2-1 22ページ 2(4)ア	上記内容が可能な場合、費用負担はどのようになりますか。ご教示下さい。	すべて事業者の負担となります。	6月14日
47	別添2-1 22ページ 2(4)ア	利便増進施設に関して広告物の意匠は、広告主との3ヶ月毎の契約更新となりますか。	名古屋市屋外広告物条例施行細則第7条第5項により、広告物の意匠は3ヶ月を超えて同一の表示をできませんが、事業者間の契約について本市は関知しません。	6月14日
48	様式集Ⅱ	「様式集Ⅱ」に関してA4、A3表裏等の指定がありますが、様式番号及びグループ名、様式のタイトル等が明記されていれば枠線、注意書き等を削除して縦横自由に作成してよろしいでしょうか。	提案内容は枠線内に記載してください。	6月14日
49	事業者募集に関する資料 15ページ 第2章1(2)セ	セ)応募都市公園又は都市公園と類似した施設の設計業務実績を有することとします、というのはいつ時点で有していればよいのか。他の都市公園の整備事業者として決まっているが、未着工の場合はどうなのか。	資格要件は応募登録の申請書類の提出期限の日現在をもって確認します。この時点で実績を有する必要があります。	6月14日
50	事業者募集に関する資料 15ページ 第2章1(2)ソ	ソ)都市公園又は都市公園と類似した施設の建設工事実績を有することとします、というのはいつ時点で有していればよいのか。他の都市公園の整備事業者として決まっているが、未着工の場合はどうなのか。	No.49の回答をご参照ください	6月14日
51	事業者募集に関する資料 15ページ 第2章1(2)タ	タ)都市公園又は都市公園と類似した施設について、管理運営業務実績を有すること、というのはいつ時点で有していればよいのか。他の都市公園の整備事業者として決まっているが、未着工の場合はどうなのか。	No.49の回答をご参照ください	6月14日